

議 事 概 要

■ 請願審査に係る委員からの申し出について

◎ 笹川委員より発言の申し出

- ・付託が予定されている請願の賛否を判断するため、紹介議員からの説明を聴取したいので、請願の審査に係る委員会の開催を委員長に要望したい。

◎ 笹川委員の発言に対する質問

- ・公明…笹川委員の申し出は、紹介議員に対して質疑をしたいということか。
- ・大阪…質疑を行いたい。紹介議員である以上、説明を求められた場合、それに応える責務があると考ええる。

◎ 請願の紹介議員に説明を求める場合の制度等を事務局より説明

- ・笹川委員の申し出は、大阪府議会会議規則第91条に基づくもの。
- ・なお、大阪府議会では、慣例により、会派総意により紹介議員となる場合は、幹事長及び政調会長が代表して署名することとなっている。

◎ 各会派の意向聴取

- ・維新…当該請願に関する質疑の必要性はないと考える。
- ・公明…請願文書に記載のとおりであり、質疑の必要性はないと考える。
- ・自民…他会派も言うように、当該請願については、質疑の必要性はないと考える。
- ・大阪…紹介議員は議案提出者に準ずるものであり、紹介議員としての責務を果たすべき。

◎ 質疑・応答

- ・公明…笹川委員が請願人に直接、願意等を確認することができたのではないか。
- ・大阪…他の市議会等では、紹介議員は、請願の目的や内容を説明する責務があるとしているところもある。請願者に直接確認すべきとの意見もあるが、紹介議員の皆さんに説明を伺いたい。

- 3会派が本請願に対する質疑は必要ないと考えており、委員会としては、付託予定の請願に係る紹介議員への説明を要求しないことで各会派了承。